



新型コロナウイルス感染症 水際対策



施設に持ち込まないために

宮城県新型コロナウイルス感染症対策介護ワーキンググループ

周辺地域で流行が発生していない状況の場合（平時でも）

1 日頃から意識することが大切です！

- ・持ち込まないには、「**しっかり予防！**」
- ・すぐに申告、「**自分と家族の風邪症状！**」
- ・一番用心、「**エアロゾル！**」
- ・常に確認、「**マスクの密着！**」
- ・常時窓開け、「**温度差換気！**」
- ・休憩中も、「**換気とマスク！**」
- ・一ケアごとに、「**前後の手洗い！**」
- ・車は三密、「**外気モードでしっかりエアコン！**」
- ・カラオケ、宴会、「**三密行かない！**」
- ・食事と運動、「**睡眠確保！**」
- ・検温は、「**自宅で1回、職場で2回！**」
- ・風邪気味ならば、「**堂々と休む！**」
- ・治ったら、「**堂々と復帰！**」
- ・今日も一日、「**あたりまえを守ろう！**」



～ある介護施設の標語～

2 問診票で来訪者へのチェックを徹底しましょう！

- 特定の入口からインターホン等で職員を呼び出してもらい、問診票を記入いただく
- 週1回以上の来訪者（厨房など）には、その都度検温と、週1回の記入を要請する
- 問診票には、来訪後14日間以内の体調変化の連絡等、協力内容を明記する
- 基本5項目をチェックする
(体温/当日の有症状/1週間以内の自身の有症状/1週間以内の有症状者、感染者・濃厚接触者との接触歴/1週間以内の三密な行動歴および流行地への往来履歴)

3 職員と利用者の健康管理を徹底しましょう！

- 全ての職員と、その同居者について、勤務開始前に基本5項目をチェックする
※職員は、出勤前後と退勤前に体温測定、職場内行動歴や副業もチェックする
- 通所系サービスの利用者と、その同居者の基本5項目をチェックする
※検温を行う
- 職員は勤務中に発熱や風邪症状が現れたときは直ちに上司に報告し、現場を離れる
- 「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」との接触を管理し、接触があれば感染予防強化か自宅待機を検討する
- 職員および利用者が発熱時は、解熱後24時間で職場復帰あるいは利用再開する
※職員および利用者の家族が発熱時は自宅待機不要